

太監事第32-1号

平成25年11月28日

太子町長 北川 嘉明 様

太子町監査委員 水野 賢司

太子町監査委員 中井 政喜

定期監査結果報告書の提出について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査報告書

1. 監査期間 平成 25 年 10 月 15 日（火）から 11 月 7 日（木）まで
2. 監査場所 委員会室南・談話室・各施設
3. 監査月日と対象

月 日	所 属 名
10 月 15 日	企画政策課、総務課、税務課、財政課
10 月 17 日	町民課、生活環境課、さわやか健康課
10 月 23 日	産業経済課、街づくり課、上下水道事業所
10 月 25 日	歴史資料館、図書館、文化会館
10 月 29 日	中央公民館、体育館、社会教育課
10 月 31 日	会計課
11 月 1 日	給食センター、管理課、斑鳩小学校、斑鳩幼稚園
11 月 5 日	社会福祉課、議会事務局

4. 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
 - ① 負担金、補助及び交付金の状況について
 - ② 委託契約状況について
 - ③ 財産及び備品の購入及び管理状況について
 - ④ 工事及び修繕の状況について
 - ⑤ 管理経費の状況について

5. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について監査の結果、適正に執行されているものと認められた。

(1) 収入事務

①徴収事務

町税の滞納額は年々増加し、滞納が町財政の圧迫要因となっていることを踏まえて、昨年度に引き続き各課における税・使用料等の過年度滞納分についての取組状況を聞き取り調査した。

支払困難者への分納誓約の推進、悪質な滞納者への強制執行などの方策を講じてはいるが、負担の公平性の見地からも、分納誓約の確実な履行、定期的な訪問徴収など滞納解消に向けた地道な取り組みが必要と思われる。

また、不納欠損に至るまでの滞納世帯との交渉記録を整備し、係内での情報の共有化を図っていただきたい。

②現金取扱い事務

公金の収支及び現金残高は毎月の例月出納検査で検証しており、各課に預けている
つり銭用の現金管理状況についても会計課で随時確認されている。

また、出先機関の使用料金等取扱い状況について確認したが、受け入れた使用料金
等は窓口で長期保管せずに財務規則に準拠して速やかに入金処理されたい。

(2) 支出事務

①経常的経費について

施設老朽化による修繕箇所が複数見受けられるが、今後も日常点検を確実に行って
いただきたい。

②財産、備品について

備品管理について、役場関係は備品管理システムで適正に処理されている。また学
校関係は手書きの管理台帳で管理されているが、毎年定期的に在庫確認が行われてお
り適正に処理されている。

③委託契約について

各種委託契約で多数を占める随意契約のうち、同一業者と長期に亘って契約してい
ないか、契約している場合はその妥当性について検証するとともに、特定業者に限定
される契約については、安易に処理しないよう常に留意し、提示金額が妥当なものか
類似契約の情報収集を行いながら、交渉に努められたい。

④工事及び修繕について

工事や修繕の発注について特記するものは無いが、今後も引き続き透明性、公平性、
競争性の原則に則って取り組まれたい。

⑤負担金、補助金及び交付金について

各負担金、補助金については引き続き必要性、金額の妥当性について検証されたい。
各種団体に対する太子町補助金等交付規則に基づく手続きにおいては、昨年度に比べ
やや改善されている。適正なる事務処理と余剰金の返還を行なうよう引き続き取り組
まれたい。